

入札等監視組織について

	横浜市	東京都	千代田区	名古屋市
根拠規定	要綱	同左	同左	同左
所掌事務	<p>1 工事に関し、入札及び契約手続きの運用状況などについて報告を受ける。</p> <p>2 工事のうち委員会が抽出指定したものに、入札又は契約方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名業者の選定方法及び随意契約に係る経過等について審議を行い、必要と認められた場合には意見の具申を行う。</p> <p>3 工事請負に関する指名停止措置及び資格制限の状況などについて報告を受け、必要と認められた場合には意見の具申を行う。</p> <p>4 工事請負に関する談合情報対応についての報告を受け、必要と認められた場合には意見の具申を行う。</p> <p>5 工事請負に関する一般競争入札、指名競争入札及び随意契約(政府調達に関する協定の対象となる契約を除く)に係る再苦情処理を行う。</p> <p>6 政府調達に関する協定の対象となる契約についての苦情の処理を行う。</p>	<p>1 公共工事にかかる入札及び契約手続き等の運用状況等を審議しその結果を報告し、改善すべき点があれば、意見の具申を行う。</p> <p>2 公共工事の入札及び契約手続きに係る利害関係者からの苦情申立て(第3号に掲げる苦情申し立てを除く。)について契約担当者の依頼に基づき調査検討し、その結果を報告する。</p> <p>3 特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続きの特例を定める政令の規定が適用される契約)の利害関係者からの苦情申し立てについて調査検討し、その結果を報告する。</p>	<p>1 工事に関し(予定価格が130万円以上のものに限る)、入札及び契約手続きの運用状況等について報告を受ける。</p> <p>2 工事について、制限付き一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札及び公募制氏名競争入札に係る当該指名の経緯、業者指定により随意契約を行った場合における当該指定の経緯に関する審議を行うこと。</p> <p>3 前2号の規定による報告又は審議に基づき、区長に対して意見の具申を行うこと。</p>	<p>1 工事及び委託の契約に関し、入札・契約手続きの運用状況等について報告を受ける。</p> <p>2 工事及び委託の契約のうち委員会が抽出したものに、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由等についての審議を行い、必要な場合には意見の具申又は勧告を行う。</p> <p>3 工事に関し、一般競争入札に係る入札参加の無資格理由及び指名競争入札に係る非指名理由等の再苦情について審議し、審議結果を報告する。</p>
組織	<p>学識経験等を有する者の中から市長が任命する。定数は5人以内、任期は2年とする。</p>	<p>契約制度又は工事施工技術全般に関して専門知識を有する学識経験者のうちから委嘱する。定員5名、任期は2年とする。</p>	<p>学識経験等を有する者で公正中立な立場で客観的に入札及び契約についての審議等をできるもののうちから、区長が委嘱する。3人以内、任期は2年とする。</p>	<p>人格が高潔で、入札・契約制度に関し優れた識見を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者の中から、市長が委嘱する。定数は5人以内、任期は2年とする。</p>
委員会の開催	<p>原則年4回、6号に該当する会議は随時開催。</p>	<p>1号について原則として毎年度1回開催、2号について契約担当者の依頼により開催。</p>	<p>定例会年2回(6・12月予定)。</p>	<p>原則として3か月に1回、3号に該当する会議は必要に応じ開催。</p>

# 横浜市入札等監視委員会設置要綱

## (入札等監視委員会の設置)

第1条 市長は、入札及び契約の過程並びに契約の内容の透明性を確保するため、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）第15条の規定に基づく適正化指針に定める第三者機関として横浜市入札等監視委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 委員会は、市長の任命に基づき、別に市長が定める手続きにより、次に掲げる事務を行う。

- (1) 本市、水道局及び交通局が発注した工事に関し、入札及び契約手続の運用状況などについて報告を受けること。
- (2) 本市、水道局及び交通局が発注した工事のうち委員会が抽出指定したのものに関し、入札又は契約方式の決定方法、一般競争入札に係る参加資格の設定方法、指名競争入札に係る指名業者の選定方法及び随意契約に係る経過等について審議を行い、必要と認められた場合には意見の具申を行うこと。
- (3) 本市、水道局及び交通局が行った工事請負に関する指名停止措置及び資格制限の状況などについて報告を受け、必要と認められた場合には意見の具申を行うこと。
- (4) 本市、水道局及び交通局が行った工事請負に関する談合情報対応についての報告を受け、必要と認められた場合には意見の具申を行うこと。
- (5) 本市、水道局及び交通局が発注した工事請負に関する一般競争入札、指名競争入札及び随意契約（政府調達に関する協定の対象となる契約を除く。）に係る再苦情処理を行うこと。
- (6) 本市、水道局及び交通局が発注した政府調達に関する協定の対象となる契約についての苦情の処理を行うこと。
- (7) その他市長が必要と認めた事項について審議を行い、意見の具申を行うこと。

## (組織)

第3条 委員会は学識経験等を有する者の中から市長が任命する委員で組織する。

- 2 委員の定数は、5人以内とする。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任を妨げない。

## (委員長)

第4条 委員会には、委員の互選により委員長を置く。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 委員長に事故のある時は、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

( 委員会の開催 )

第 5 条 委員会は原則年 4 回開催するほか、第 2 条第 6 号の事務に係る会議等は、必要な場合随時開催する。

2 委員会は、委員長が招集する。

3 委員会の開催に必要な定数は、委員の半数以上とする。

4 委員会は、その掌握事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係する職員の出席を求め、意見を聞き、若しくは質問を求め、又はこれらの者に対し資料の提出を求めることができる。

( 委員会の議決 )

第 6 条 委員会の議事は、出席委員の過半数で決定する。ただし、可否同数の時は、委員長の決定を委員会の決定とする。

( 当番委員による事務 )

第 7 条 委員長は、次の各号に掲げる事務について、予め指定した委員(以下「当番委員」という。)に行わせることができる。この場合、当番委員の決定を委員会の決定とする。

(1) 第 2 条第 2 号の抽出に関する事務を行う場合。

(2) 第 2 条第 5 号の事務に関する処理を行う場合。

2 当番委員は、当該当番委員が行った事務について、次に開催する委員会に処理の内容を報告するものとする。

( 秘密を守る義務 )

第 8 条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

( 公表 )

第 9 条 委員会は、第 2 条の事務について意見の具申を行った場合は、これを公表するものとする。

( 事務局 )

第 10 条 委員会の事務局は、財政局契約部契約第一課に置く。

( 委任 )

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 横浜市調達に係る不服等審査委員会設置要綱は廃止する。

附 則

1 この要綱は、平成 16 年 7 月 12 日から施行する。

# 東京都入札監視委員会設置要綱

## (目的)

第1条 東京都が行う入札及び契約手続の公正性・透明性を確保するため、東京都入札監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

## (所掌事項)

第2条 委員会は次に掲げる事務を行う。

- 一 東京都が行う公共工事にかかる入札及び契約手続等の運用状況等を審議し、その結果を報告するものとし、改善すべき点があれば意見の具申を行う。
- 二 東京都が行う公共工事の入札及び契約手続等に係る利害関係者からの苦情申立て(第三号に掲げる苦情申立てを除く。)について契約担当者(知事及び公営企業管理者並びにこれらの者からあらかじめ契約に関する事務を処理する権限を委任された者をいう。)の依頼に基づき調査検討し、その結果を報告する。
- 三 東京都が行う特定調達契約(地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の規定が適用される契約をいう。)の利害関係者からの苦情申立てについて調査検討し、その結果を報告する。

## (委員の構成等)

第3条 委員会は、契約制度又は工事施工技術全般に関して専門知識を有する学識経験者のうちから委嘱する5名の委員で構成する。

2 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

## (守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

## (委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (委員会の開催)

第6条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、委員会を招集しようとする場合は、あらかじめ書面により、審議の日時、場所及び調査検討する内容を委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

## (審議の議決)

第7条 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、審議を開き、議決をすることができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

## (議事概要の作成及び公表)

第8条 委員会は、議事概要を作成し、これを公表する。

( 委員会の庶務 )

第 9 条 委員会の庶務は、財務局経理部総務課で処理する。

( その他 )

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成 14 年 3 月 19 日から施行する。

2 東京都特定調達契約苦情検討委員会設置要綱 (平成 8 年 8 月 8 日付、8 財経総第 57 9 号) は廃止する。

# 東京都入札監視委員会運営要領

平成14年3月19日  
13財経総第1719号決定  
平成15年4月30日  
改正 15財経総第230号

この要領は、東京都入札監視委員会（以下「委員会」という。）の運営及び取扱に関し、必要な事項を定めるものとする。

ただし、東京都入札監視委員会設置要綱（以下「要綱」という。）第2条第3号に掲げる事務の取扱については、別途定めるところによる。

## 第一 定例審議

### 1 定例審議

#### (1) 定例審議の開催

委員会は、要綱第2条第1号に掲げる事務について、原則として毎年度1回以上定例審議を開催するものとする。

なお、審議の一環として、必要に応じて現地調査を行う。

#### (2) 発注工事一覧の提出

契約担当者（知事及び公営企業管理者並びにこれらの者からあらかじめ契約に関する事務を処理する権限を委任された者をいう。）は、前年度1年間に発注した工事の一覧を委員会に提出し、委員会はこれに基づき契約状況等について審議する。

#### (3) 発注工事一覧の内容等

(2)の発注工事の一覧は、契約を締結した局又は事業所が作成するものとし、入札方式別に、工事件名、業種、工期及び契約金額を記載（別記様式-1）したものを、定例審議開催日の1箇月前までに委員会に提出する。

#### (4) 審議対象事案

審議の対象は、都が締結した工事請負契約の事案とし、予定価格が250万円以下の事案及び都の行為を秘密にする必要のあるものについては除くものとする。

### 2 審議対象事案の抽出

委員会は、審議の対象となる事案を、発注工事一覧の中から、入札方式別に抽出するものとする。

### 3 定例審議事案の説明及び審議

#### (1) 事案説明

抽出された事案（別記様式 - 2）についての説明は、その事案を執行した局又は事業所が行う。

(2) 審議

委員会は、抽出案件に係る競争参加資格の設定及び指名業者の選定方法等の適否について審議するものとする。

(3) 定例審議結果の公表

委員会は、審議終了後、その概要（別記様式 - 3）等を閲覧等の方法により公表するものとする。

## 第二 苦情処理審議

### 1 苦情処理審議の開催

委員会は、要綱第2条第2号に掲げる事務について、契約担当者の依頼に基づき苦情処理審議を開催するものとする。

なお、審議の一環として、必要に応じて現地調査を行う。

### 2 苦情処理審議の運営

(1) 委員会は、苦情処理事案について、第三者機関として公平かつ独立した立場から審議し、必要に応じて苦情申立者及び当該契約事務担当者の説明を求めることができるものとする。

(2) 苦情の対象となっている契約事案に関して利害関係を持つと認められる委員は、当該苦情に係る審議に参加することはできない。

### 3 意見書の作成

委員会は、苦情処理審議を終えたときには意見書を作成し、審議依頼のあった日から概ね50日以内に当該契約担当者に報告を行うこととする。

## 第三 苦情処理手続

### 1 苦情申立て

#### (1) 苦情の申立て

都が発注した工事請負契約の事案について、入札及び契約等の過程並びに契約の内容に係る情報を公表した結果、その入札及び契約等の利害関係者のうち情報の公表内容を不服とする者（以下「申立者」という。）は、苦情申立ができるものとする。

この要領において、利害関係者及び苦情申立ての範囲は別表 - 1 に定めるところによる。

## (2) 適用対象となる発注金額等

適用対象となる事案は、予定価格が250万円以下の事案及び都の行為を秘密にする必要のあるものは除くものとする。

政府調達に関する協定の対象となる工事については、別途定める「特定調達契約に係る苦情処理手続」に基づき行う。

## (3) 苦情申立ての方法

申立者は、以下に掲げる期間内に契約事務担当者等（別表 - 1 のうち に掲げる苦情にあっては工事施工担当者）に説明を求め、その説明に不服の場合、申立書（別記様式 - 4）により各契約担当者に対して苦情申立てを行うことができるものとする。

別表 - 1 のうち ア(ア)、 イ、 ア(ア)及び イに掲げる苦情にあっては、利害関係者が非採用の通知を受理した日の翌日から起算して10日以内（期間の末日が都の休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日、12月29日から同月31日までの期間、1月2日、同月3日、日曜日及び土曜日をいう。）に当たるときは、期間はその翌日に満了する。以下同じ。）

別表 - 1 のうち ア(イ)及び ア(イ)に掲げる苦情にあっては、都が総合評価についての落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して10日以内。

別表 - 1 のうち ウ及び ウに掲げる苦情にあっては、契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者が、その旨の通知を受理した日の翌日から起算して10日以内。

別表 - 1 のうち エに掲げる苦情にあっては、申立者が入札参加資格がないとの通知を受理した日の翌日から起算して10日以内。

別表 - 1 のうち エに掲げる苦情にあっては、都が指名理由書を公表した日の翌日から起算して10日以内。

別表 - 1 のうち に掲げる苦情にあっては、都が見積結果を公表した日の翌日から起算して10日以内。

別表 - 1 のうち に掲げる苦情にあっては、利害関係者が工事成績評定の通知を受理した日の翌日から起算してから14日以内。

## 2 苦情処理事前審査

### (1) 苦情処理の事前審査

申立書を受理した契約担当者は、苦情申立てについて事前審査を行うものとする。

事前審査は、原則として局ごとに行うこととするが、必要に応じ事業所ごとに行うことができるものとする。

### (2) 事前審査の構成員

事前審査は合議制で行うものとし、構成員は各局契約担当部長、契約事務担当者（契約担当課長及び契約担当係長）並びに当該工事起工担当者及び当該工事施工担当者（起工及び施工担当課長並びに起工及び施工担当係長）とし、必要に応じて関係事業所契約事務担当者（契約担当課長及び契約担当係長）並びに関係事業所当該工事起工担当者及び施工担当者（起工及び施工担当課長並びに起工及び施工担当係長）を置くことができる。

### (3) 事前審査による審議

事前審査による審議は、苦情申立ての回答書（別記様式 - 5）案、申立書及び関係資料等に基づき行うものとする。

(4) 苦情申立てへの回答

事前審査の結果は、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内に回答書により申立者に回答するものとする。

ただし、苦情件数が多数に上る等事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、回答期間を延長できるものとする。

(5) 苦情申立ての却下

契約担当者は、次の場合に苦情申立てを却下することができる。

- ア 苦情申立てができる期間を過ぎて申立てが行われた場合
- イ 契約事務担当者等の説明を受ける前に申立てが行われた場合
- ウ 当該入札・契約等と無関係な場合
- エ 軽微な、又は無意味な場合
- オ 利害関係者からの申立てでない場合
- カ 委員会による検討が適当でない場合
- キ 客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認められる場合
- ク その他アからキに類するもの

苦情申立ての却下は、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内に回答書により行うものとする。

(6) その他の事務

局(所)の契約事務担当者並びに工事起工担当者及び工事施工担当者は、公表事項に係る一般的な問い合わせに対し迅速に対応するものとする。

### 3 苦情処理審議及び公表

(1) 委員会への付議

事前審査の結果、前記2の(4)の回答書を受理した申立者のうち、回答書による説明に対して不服があるものは、回答書を受理した日の翌日から起算して10日以内(別表-1のうちに掲げる苦情にあつては14日以内)に、再度、書面により契約担当者に対して苦情を申し立てることができる。

申立てを受けた契約担当者は、委員会に対し、速やかに審議を依頼することとする。

(2) 委員会への提出資料

委員会へ提出する資料は、議案(別記様式-6)並びに申立者からの苦情申立書類、当該申立てに係る契約関係資料一式及び参考資料とする。

(3) 委員会への苦情申立ての却下

契約担当者は、次の各号に掲げる事項について、委員会への苦情申立てを却下することができることとし、この場合、申立書を受理した日の翌日から起算して10日以内に回答書により行うものとする。

- 苦情申立てができる期間を過ぎて申立てが行われたもの
- 苦情の申立てを行っていない者から再苦情の申立てがあったもの
- 苦情の申立てを却下された者から再苦情の申立てがあったもの

(4) 審議結果の通知

契約担当者は、委員会の審議結果を踏まえたうえで、委員会からの意見書を受理し

た日の翌日から起算して10日以内に、申立者に結果を回答するものとする。

(5) 入札手続の執行

苦情の申立ては、原則として、入札手続の執行を妨げるものではない。

(6) 苦情処理結果の公表

申立者に回答を行ったときには、その概要（別記様式 - 7）等を閲覧の方法により公表するものとする。

4 その他

(1) 苦情申立てについての周知等

苦情申立てができる旨の周知を次により行うものとする。ただし、周知は本取扱における対象工事に係るものに限る。

技術提案型総合評価方式による一般競争入札又は希望制指名競争入札方式にあつては、技術資料作成要領又は技術資料の提出を求める際に配布する資料に、別表 - 1のうち ア(ア)及び(イ)、 イ、 ア(ア)及び(イ)並びに イに掲げる苦情申立てができる旨を明記すること。

低入札価格調査方式の場合にあつては、別表 - 1のうち ウ及び ウに掲げる申立てができる旨を工事発注予定表等に明記することにより周知すること。

その他入札にあつては、別表 - 1のうち エ、 エに掲げる申立てができる旨を公告、工事発注予定表等に明記することにより周知すること。

随意契約方式にあつては、別表 - 1のうち に掲げる苦情申立てができる旨を見積結果の公表の際に明記すること等により周知すること。

工事成績評価にあつては、別表 - 1のうち に掲げる苦情申立てができる旨を工事成績評価の通知書に記載すること等により通知すること。

(2) 運営要領の制定

事前審査を行うにあたり、局又は事業所は本運営要領に基づき、「東京都入札監視委員会 局事前審査運営要領」を制定するものとする。

附 則

- 1 本要領は、平成14年3月19日より施行する。
- 2 本要領のうち、第三の1(3) 及び4(1) 、別表 - 1のうち の規定については、工事成績評価に係る通知の実施の日より施行する。

附 則

本要領は、平成15年4月30日から施行する。

( 別表 - 1 )

種 別		利害関係者	苦情申立ての範囲
一般競争入札	ア 技術提案型総合評価方式の場合	(ア) 技術資料を提出した者のうち、都から技術提案非採用の通知を受理した者	非採用理由
		(イ) 総合評価競争入札方式における非落札者	非落札理由
	イ 技術提案型競争入札方式の場合	技術資料を提出した者のうち、都から技術提案非採用の通知を受理した者	非採用理由
	ウ 低入札価格調査方式の場合	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者	履行能力がないと判断された理由
	エ その他全般	入札参加資格がないと判断された当事者	入札参加資格がないと判断された理由
希望制指名競争入札	ア 技術提案型総合評価方式の場合	(ア) 技術資料を提出した者のうち、都から技術提案非採用の通知を受理した者	非採用理由
		(イ) 総合評価競争入札方式における非落札者	非落札理由
	イ 技術提案型競争入札方式の場合	技術資料を提出した者のうち、都から技術提案非採用の通知を受理した者	非採用理由
	ウ 低入札価格調査方式の場合	調査基準価格を下回った入札について調査を行った結果、当該契約内容に適合した履行がされないと判断された当事者	履行能力がないと判断された理由
	エ 通常の指名競争入札の場合	当該入札参加を希望したにもかかわらず、指名されなかった者	非指名理由
随意契約 地方自治法施行令第167条の2第2号から同第6号による場合		当該契約と同一の工事種別、等級に対応する入札参加資格を有する者で、当該契約の相手方として選定されなかった者で当該契約を履行できることを証明できる者	当該契約の相手方として選定されなかった理由
工事成績評定		都から工事成績評定の通知を受けた者	工事成績評定点等

## 千代田区入札監視委員会設置要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、千代田区入札監視委員会（以下「委員会」という。）の設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (設置)

第2条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年法律第127号）の趣旨を踏まえ、千代田区（以下「区」という。）が発注する工事について、入札及び契約の過程並びに内容の透明性を高めるため、区に委員会を設置する。

### (組織)

第3条 委員会は、委員3人以内で組織する。

2 委員は、学識経験等を有する者で公正中立の立場で客観的に入札及び契約についての審議その他の事務を適切に処理することができるもののうちから区長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 委員は、非常勤とする。

6 区長は、委員の氏名及び職業を公表するものとする。

7 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

8 委員長は、委員会に関する事務を総理し、委員会を代表する。

9 委員長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会の会議は公開とし、議事の概要はこれを公表する。

3 前項の規定にかかわらず、委員会の3分の2以上の多数で議決したときは、委員会の会議を非公開とすることができる。

### (委員の除斥)

第5条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある案件については、議事に加わることができない。

### (秘密を守る義務)

第6条 委員は、次条の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。そ

の職を退いた後も、また同様とする。

(委員の罷免)

第7条 区長は、委員が前条の規定に違反して秘密を漏らしたときその他委員としての信頼性に欠けると認めるときは、これを罷免することができる。

(委員会の所掌事務)

第8条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 区が発注した工事(予定価格が130万円以上のものに限る。以下同じ。)に関し、入札及び契約手続きの運用状況等について区長から報告を受けること。
- (2) 区が発注した工事について、次に掲げる事項に関する審議を行うこと。
  - ア 制限付き一般競争入札参加資格の設定の経緯
  - イ 指名競争入札及び公募制指名競争入札に係る当該指名の経緯
  - ウ 業者指定により随意契約を行った場合における当該指定の経緯
- (3) 前2号の規定による報告又は審議に基づき、区長に対して意見の具申を行うこと。

(必要な措置)

第9条 区長は、第8条第3号の規定により委員会が意見の具申を行ったときは、これを尊重し、入札及び契約の適正化のため必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(委員会の庶務)

第10条 委員会の庶務は、政策経営部経理課が処理する。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成16年3月26日から施行する。
- 2 この要綱の施行の日から平成16年3月31日までの間において第3条第2項の規定により区長が委嘱した委員に係る任期の終期は、同条第3項の規定にかかわらず、平成18年3月31日とする。

# 名古屋市入札監視委員会設置要綱

平成 8 年 3 月 25 日

8 財用第 11 号

( 設置 )

第 1 条 本市の入札・契約手続における公正性の確保と客観性及び透明性の向上を図るため、名古屋市入札監視委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

( 委員会の事務 )

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を行う。

(1) 本市が発注した工事及び委託の契約に関し、入札・契約手続の運用状況等について報告を受けること。

(2) 本市が発注した工事及び委託の契約のうち委員会が抽出したのものに関し、一般競争入札に係る入札参加資格の設定の理由、指名競争入札に係る指名の理由等についての審議を行い、必要な場合には意見の具申又は勧告を行うこと。

(3) 本市が発注した工事に関し、一般競争入札に係る入札参加の無資格理由及び指名競争入札に係る非指名理由等の再苦情について審議し、審議結果を報告すること。

( 委員会の構成等 )

第 3 条 委員会の定数は 5 人以内とする。

2 委員は、人格が高潔で、入札・契約制度に関し優れた識見を有し、公正かつ中立な立場を堅持できる者のうちから、市長が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任を妨げない。

( 守秘義務 )

第 4 条 市長は、委嘱の際委員に職務上知り得た秘密を漏らしてはならないことを誓約させることとする。

( 委員長 )

第 5 条 委員会に、委員長を置き、互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、議長として委員会の議事を運営する。

3 委員長に事故のあるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

( 委員会の会議 )

第 6 条 委員長は、委員会の会議を招集する。

2 委員長は会議を招集しようとする場合は、書面により、会議の日時、場所及び議事をあらかじめ委員に通知する。ただし、緊急のため、やむを得ない場合は、この限りでない。

3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開催することができない。

4 第 2 条第 1 号及び第 2 号の事務に係る会議(定例会議という。)は、原則として、3 か月に 1 回開催する。

5 第 2 条第 3 号の事務に係る会議(以下「再苦情処理会議」という。)は、必要に応じ開催する。

6 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

7 名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号）第7条第1項に規定する非公開情報が含まれる事項について審議する会議は、非公開とする。

（意見の具申又は勧告）

第7条 委員会は、第2条第1号又は第2号の事務に関し、改善すべき事項等があると認めるときは、市長に対して意見の具申又は勧告を行うことができる。

2 委員会は、前項の意見の具申又は勧告を行った場合に必要があると認めるときは、その内容を公表することができる。

（再苦情処理）

第8条 委員会は、第2条第3号の事務に関し、再苦情の申立てがあった場合は、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、その結果を市長に報告しなければならない。

3 前項の報告は、第1項の審議を開始した日からおおむね50日以内に行わなければならない。

（委員の除斥）

第9条 委員は、第2条第2号又は第3号の事務に関しては、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある議事に加わることができない。

（委員会の庶務）

第10条 委員会の庶務は、財政局財政部用度課において処理する。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営その他必要な事項は、市長が別に定める。

附則

この要綱は、平成8年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成12年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。